

高等学校における「別室登校」（保健室登校）の実態と課題

— 教員・養護教諭を対象にした半構造化面接から —

中垣 ますみ 小泉 隆平 中川 靖彦
由良 渉 奥澤 嘉久 吉田 晴美
(教育相談部)

要約 高等学校における「別室登校」（保健室登校）の実態と課題を明らかにすることを目的として、研究協力校（公立高等学校普通科全日制3校）の教員4名、養護教諭4名への聞き取り調査を行った。調査結果から、教職員は高等学校における「別室」（保健室）指導について、授業が欠課になるにもかかわらず「別室」（保健室）に登校してくる生徒の行動に意味を感じていた。また、教職員は第一に「別室」（保健室）に登校する生徒が教室復帰できるように「つながる」指導を行うことがわかった。「別室」（保健室）登校する生徒に対する支援内容は「聴くこと」が中心で、「聴くこと」から「具体的なかわり方」が明確になり、生徒の「登校のきっかけ」につながる。「別室」（保健室）登校しているうちに欠課時数が「オーバー」して単位が修得できず、進級できない、卒業できないという現実に向き合わなければならない事態になることもあり、ここに高等学校における「別室」（保健室）指導の悩ましさがある。この悩ましさは「別室」（保健室）指導の実際を困難にしているというよりは、「別室」（保健室）指導に関わる教職員に生徒に向き合う力を与えているという面もあると考えられる。その悩ましさの中で生まれる指導の工夫や生徒、保護者との関係性の深さが生徒や教職員を成長させているとも言える。

キーワード： 別室登校、保健室登校、実態と課題、教員・養護教諭、半構造化面接

1 問題と目的

京都府教育委員会（2011）は、教室以外の部屋に登校する「別室登校」の状態を「不登校傾向の児童生徒が学校に登校している間、定められた通常の教育活動から離れて、常時もしくは特定の時間帯に相談室や保健室などの校内の別室(や他の場所)で、個別もしくは小集団で活動している状態」と定義して「別室登校」児童生徒の実態を明らかにした。その実態調査から、小学校の25.8%、中学校の77.8%で「別室」が設置されていることや「別室登校」児童生徒のうち、小学生で49.1%、中学生で26.8%が当該年度内に完全に教室登校に戻ったり教室登校が増えたことがわかった。

また、スクールカウンセラー等が児童生徒の教室復帰に効果的であったことや、中学校では一人で自習をさせるのではなく、教職員の教科指導・学習指導を中心とした個別の関わりが「別室登校」児童生徒の教室復帰に効果的であったことが明らかになった。

さらに、「別室登校」児童生徒に対する教職員の関わりに関する調査研究（小泉ら、2012）から、「直接的コミュニケーション因子」等が「別室登校」児童生徒の教室復帰に効果的であることがわかった。「別室登校」児童生徒に関わる教職員には、「別室」と直接関わらない教職員と情報共有する力や見立てながら関わる力が求められることが示唆された。

情報共有について中川ら（2013）は、小学校を対象にした研究で、情報収集後の対応は、「校内システムによる対応」と「教職員個々による対応」に分類することができることを明らかにした。

また、見立てながら関わる力について奥澤ら（2013）は、中学校を対象にした研究で、「別室登校」の支援には、生徒の実態把握から、教育相談部会（ケース会議）を経て見立てを行うプロセスを機能させる教育相談体制の存在が重要であることを明らかにした。

「別室」経営の基本構造については、小泉ら（2015a 未公開）が小中学校を対象に調査し、教育相談主任による「組織化」と「別室」担当者による「情報発信」がその根幹をなしていることを明らかにした。教育相談主任が管理職や専門機関との橋渡しの役割を担って学級担任を支える役割を果たしたり、「別室」入室の基準を定めたりして、「別室」指導を組織的なものにする機能を担っており、一方、「別室」担当者は、「別室登校」児童生徒との直接的関わりを主な活動にしながら、「別室」での関わりから得た情報を学級担任や他の教職員に発信する役割をもっていることがわかった。

「別室」の機能については、小泉ら（2015b 印刷中）が、居場所論にみる「存在－自己愛の場」と「遂行－自尊心の場」がそれぞれ教職員の具体的な指導内容の実践に裏付けられた「別室」の機能に対応すると論じ、それらを「寄り添い機能」と「向き合い機能」と名付けた。「寄り添い機能」とは、「別室」が「存在－自己愛の場」になるようにする教職員の活動である。一方、「向き合い機能」とは、「別室」が「遂行－自尊心の場」になるように教職員が働きかける機能である。教職員の「向き合い機能」は「寄り添い機能」から徐々に移行していくものと考えられるが、教職員が「向き合い機能」を発揮するときも、児童生徒を支え見守る「寄り添い機能」がまったくなくなるわけではなく、徐々に「寄り添い機能」から「向き合い機能」に「別室」での支援の内容が移行していくのが望ましいと論じられた。

小学校・中学校という校種による「別室」の機能の違いについて小泉ら（2015b 印刷中）は、進路決定が迫られる中学3年生で「向き合い機能」が最も高まると論じた。また、保護者との連携の仕方において、小学校では、

「別室」担当者による「保護者との関係」が「児童との関係」に次いで児童理解に大切であるが、中学校では、「別室」担当者が直接家庭と連携するのではなく、学級担任が家庭との連携の窓口になるなど、「別室」が学校組織の中に位置づけられていることがわかった。

「別室登校」児童生徒に関わる教職員の負担感軽減については、「別室登校」児童生徒への指導に関わる教職員間の情報共有が効果的であるということがわかった（奥澤ら、未公開）。小泉ら（2015b）の調査研究によると、「別室」に関わる教職員が「寄り添うコミュニケーション」を大切にするだけではなく、直接「別室」に関わらない教職員も「寄り添うコミュニケーション」で「別室登校」児童生徒に関わり、情報共有することで、多くの教職員が主体的に「別室登校」児童生徒に関わるような学校風土を形成できることが明らかになった。そのためには、「別室登校」に関わる研修機会や人的資源の充実が求められていることや生徒とのコミュニケーションから生まれてくる見立てによって生徒との具体的な関わり方や指導方針に関する教職員間の情報共有が盛んになること、また、その過程で、校内の全教職員に向けて情報を発信する学校教育相談体制全体を指す「相談室」の「認知」が教職員の中で高まり、「別室」に対する校内の支持が得やすくなることで、「別室」に関わる教職員の負担感が軽減されることもわかった（小泉ら、2015b）。

以上のとおり、小学校・中学校に設置された「別室」については実態調査から児童生徒の教室復帰に効果的な関わりや教職員のはたらき、「別室」運営上の工夫などについて研究が進んできた。

ところで、小中学校を対象にした実態研究（京都府教育委員会、2011）の結果から、「別室登校」児童生徒のうち、年間欠席日数が30日未満であったため「不登校児童生徒」に含まれなかった小学校児童は40%、中学校生徒は27%であったことがわかった（小泉、2013）。統計調査上は「不登校」とされないまま高等学校に進学している子どもたちが多かったと推測される。そこで本研究では、高等学校における「別室登校」（保健室登校）の実態と課題を明らかにすることを目的にした。

2 方法

研究協力校（公立高等学校普通科全日制3校）の教員

4名、養護教諭4名への聞き取り調査を2013年12月から2014年1月に行った。聞き取り調査は、半構造化面接の形で、教育相談を担当する研究主事兼指導主事5名が2人一組で被験者1名ずつに聞き取った。聞き取りはプライバシー保護を保障した上で落ちついた個室で行った。面接内容はボイスレコーダーに録音し、逐語録をおこした。その逐語録をもとにKJ法で分析した。

3 結果 (図1)

調査結果から、教職員は高等学校における「別室」(保健室)指導について授業が欠課になるにもかかわらず「別室」(保健室)に登校してくる生徒の行動に意味を感じていた。「別室」(保健室)に登校することによって、学校に居場所を感じ、「別室」(保健室)での会話などの指導を通して生徒が成長して教室復帰する力をつけたり、自分にあった進路変更をする決断をすることができたりするなどの意味があることが語られた。「『別室』の意味」を感じて生徒を指導しようとする教職員の姿があった。

教職員はまず一番に「別室」(保健室)に登校する生徒が教室復帰できるように「つながる」指導を行うことがわかった。個人の力量に依存して個人で対応できるケースもあるが、多くは「チームでの対応」が中心になる。「チームでの対応」によってケース毎に特有の個別の事情を丁寧に扱うことができ、「家庭との連携」が効果的になり、「中学校との連携」も容易になることがわかった。

「別室」(保健室)に登校する生徒の支援内容は「聴くこと」が中心で、「聴くこと」から「具体的なかわり方」が明確になり、生徒の「登校のきっかけ」につながる。

こうした「支援」の目標は、「社会に出ていくために必要なこと」であり、「卒業と進路」とまとめることができる。

一方で、高等学校の卒業要件は修得主義であるので、単位認定の基準が明確にある。そのため、「欠課時数オーバーについて」生徒と話し合うことは欠かせない。「医療面での支援が必要」なケースも他校種に比べて多いと思われる。「別室」(保健室)に登校しているうちに欠課時数が「オーバー」して単位が修得できず、進級できない、卒業できないという現実に向き合わなければならない事態になることもある。

ここに高等学校における「別室」(保健室)指導の悩ま

しさがある。「別室」(保健室)に登校に生徒を成長させ、社会に適応するための力をつけさせる意味を感じながら卒業に向けて丁寧に指導するけれども、現実には欠課時数が「オーバー」して進級や卒業ができないという壁に当たることがある。この葛藤の中で指導をしていくのが高等学校における「別室」(保健室)登校生徒への関わりなのである。

調査結果から、高等学校における「別室」(保健室)指導にあたる教職員の中心的な思いは、「悩ましさ(教職員の葛藤)」であることがわかった。また、登校や「別室」の意味を考えることから現実的な支援につながることで、現実的な支援を行う中で単位認定に直面し、進路変更という現実に出ることがわかった。具体的な支援を行う中で、登校や別室の意味を考えるという抽象的な思いが進路変更という現実に出ることになり、その具体的な支援は、卒業後の社会適応を見据えた登校目標、聴くことを中心にした支援、チームで関わることによる生徒とのつながりに分けることができることがわかった。

4 考察

高等学校では、進級判定や卒業判定に欠課時数が直接関係する。「別室」(保健室)に登校していても教室等で行われている授業に出席しなければ、欠課となる。欠課時数が所定の時間数を越えるとその授業は単位が認定されない。また、認定されない単位数が所定のものを越えると進級や卒業ができなくなる。こうした進級や卒業の可否という現実が関わるため、授業の欠課時数は「別室」

(保健室)に登校する生徒や教職員にとって関心の高いものになる。それゆえ、欠課時数の状態によって教職員の指導内容にも変化が見られた。欠課時数に余裕があるうちは、生徒の教室復帰を目指して「登校目標」を生徒と教職員が共有し、「社会に出て行くために必要なこと」の習得をどのようにしていくかに関心が向けられる。しかし、欠課時数が限度に迫ってくると進級や卒業ができるかどうかの瀬戸際となり、教職員の指導内容はその迫り来る現実を前に生徒を強く教室に押し出そうという方向と早めの進路変更に向かおうとする方向に分かれる。どちらの方向に向かう指導になるのか、その背景には、「医療面の支援が必要」な状況など教室復帰が生徒の負担になるのかなど教職員による生徒の見立てがある。教室復

帰する方向の指導は、今後も欠課時数を「オーバー」しないで教室登校を無理なく継続でき、教室登校することが生徒にとって過剰な負担にならないことが確認できてはじめて可能になる。教室登校が今後生徒にとって無理であるという見立てとなれば、進路変更の道を探ることになる。進路変更は、生徒の思いや状態を見立てて生徒や保護者との信頼関係の中で行われる。その際にこれまで教職員が「別室」(保健室) 登校生徒と関わってきた「つながる」姿勢や「聴くこと」を中心とする支援の在り方が生きてくる。教職員が「別室」(保健室) 登校生徒の思いをくみ取りながら関わる中で、生徒は学校との「つながり」を感じ、その安心感の中で進路変更することができる。こうした生徒の身分に関わる重大な指導について、教職員が「個人の対応の力量」を越えたところで「チームでの対応」を発揮するとき、「別室」(保健室) 生徒を支えやすくなると考えられる。

高等学校での「別室」(保健室) 指導は、欠課時数の「オーバー」を常に意識する時間制限的な指導となることが多い。生徒の進路変更が関係する指導であるため、学校の指導に対する保護者の理解が欠かせない。欠課時数が毎日変化し、指導内容もそれに応じて変化していく中で、保護者との連携も即時性が求められる。「複数対応」で「個別の事情」に寄り添い、「家庭との連携」を進めていくことによって、保護者が進路変更を含む困難な状況に向き合う環境を整えることができると考えられる。

また、高等学校での「別室」(保健室) 指導は、教職員の生徒に進級や卒業を通して社会に出ていく力をつけてほしいという願いと実際の単位認定基準という現実との葛藤の中で行われる。それが高等学校における「別室」(保健室) 指導の中核を成す教職員の「悩ましさ」である。この「悩ましさ」は「別室」(保健室) 指導の実際を困難にしているというよりは、「別室」(保健室) 指導に関わる教職員に生徒に向き合う力を与えているという面もあると考えられる。その「悩ましさ」の中で生まれる指導の工夫や生徒、保護者との関係性の深さが生徒や教職員を成長させるからである。

本研究では、高等学校における「別室登校」(保健室登校) の実態と課題を明らかにすることを目的にし、研究協力校(公立高等学校普通科全日制3校)の教員4名、

養護教諭4名への聞き取り調査からまとめた。限られた聞き取り対象であるゆえ、調査結果の一般化には限界があると考えられる。今後は、調査対象を増やすことや、学校教育の個別性と集団性という視点から高等学校での学びの在り方をとらえながら、高等学校における「別室登校」(保健室登校) の意味を考える必要があると考えられる。

文献

- 小泉隆平ら (2012) 「別室登校」－「別室登校」児童生徒の教室復帰に効果的な教職員による関わり－ 日本心理臨床学会第31回大会論文集 p.294
- 小泉隆平 (2013) 「学校からの報告(7)別室登校をどう考えるか」子どもの心と学校臨床 第8号 遠見書房、pp.144-152
- 小泉隆平ら (2015a) 「別室登校」児童生徒の教室復帰に効果的な教職員の関わり－「別室」に関わる教職員の役割分担と「別室」の機能について－ (未公刊)
- 小泉隆平ら (2015b) 効果的な「別室登校」児童生徒支援に関する一考察－教職員間の情報共有を巡って－ 京都教育大学教育学部紀要 第127号 (印刷中)
- 京都府教育委員会 (2011) 「別室登校」Ⅰ－実態把握と支援の在り方－ 京都府教育委員会 (京都府総合教育センターHPで公開中)
- 京都府教育委員会 (2012) 「別室登校」Ⅱ－教室復帰に効果的な関わり－ 京都府教育委員会 京都府総合教育センターHPで公開中)
- 中川靖彦ら (2013) 児童生徒の教室復帰に向けた効果的な「別室」運営(1)－小学校教職員と「別室」担当者に対する半構造化面接の分析から－ 日本生徒指導学会第14回京都大会発表要旨集録 p.44
- 奥澤嘉久ら (2013) 児童生徒の教室復帰に向けた効果的な「別室」運営(2)－中学校教職員と「別室」担当者に対する半構造化面接の分析から－ 日本生徒指導学会第14回京都大会発表要旨集録 p.45
- 奥澤嘉久ら (2015) 児童の教室復帰に向けた効果的な「別室」運営－小学校の「別室」担当者に対する半構造化面接の分析から－ (未公刊)

〈高等学校における別室（保健室）指導の悩ましさ〉

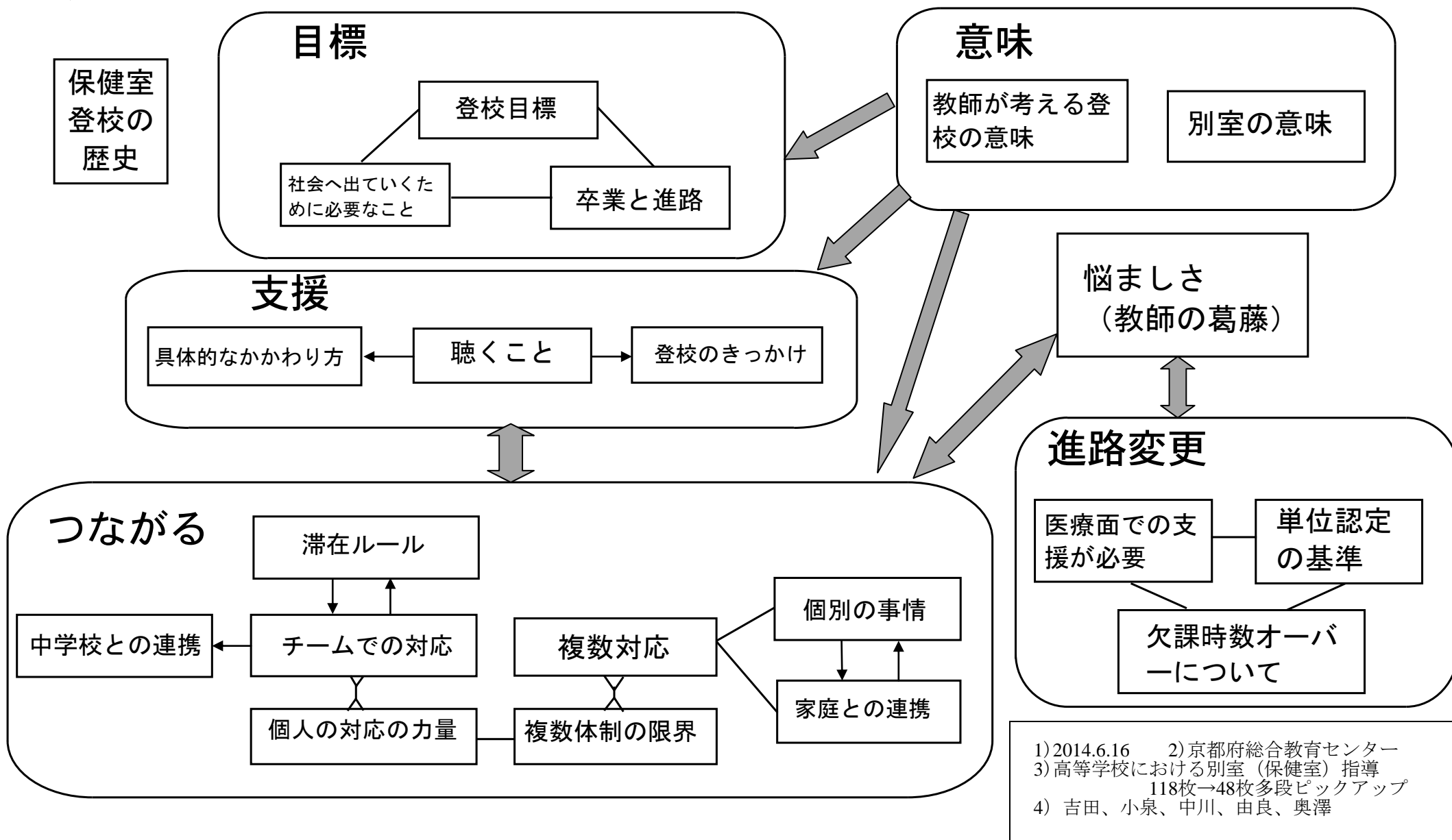


図1 KJ法 高等学校における別室（保健室）指導の悩ましさ